

吸収分割に係る事後開示書類

2022年4月1日

(吸収分割会社)

東京都八王子市石川町 2951 番地

オリンパス株式会社

代表執行役 竹内 康雄



(吸収分割承継会社)

長野県上伊那辰野町大字伊那富 6666 番地

株式会社エビデント

代表取締役 齋藤 吉毅



オリンパス株式会社(以下「OT」といいます。)及び株式会社エビデント(以下「エビデント」といいます。))は、2022年1月14日付けでOTとエビデントとの間で締結した吸収分割契約(以下「本分割契約」といいます。))に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、OTの科学事業(以下「本事業」といいます。))に関して有する権利義務をエビデントに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。))を実施しました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条所定の開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)
2022年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1) 株主の差止請求について(会社法第784条の2)
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求について(会社法第785条)
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求について(会社法第787条)
OTは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について(会社法 789 条)

OT は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 28 日付けで電子公告及び官報により公告いたしました。同条第 1 項第 2 号の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第3号)

(1) 株主の差止請求について(会社法第 796 条の 2)

本吸収分割について、会社法第796条の2の規定による差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求について(会社法第 797 条)

本吸収分割について、会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議について(会社法第 799 条)

エビデントは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 1 月 28 日付けの官報により公告いたしました。同条第 1 項第 2 号の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、エビデントにおいては、知っている債権者は存在しませんので、各別の催告は行いませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

エビデントは、本分割契約の記載に従い、2022年4月1日をもって、OTから、本事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、承継した資産及び負債の総額は、それぞれ約143,265百万円(概算)及び約1,239百万円(概算)です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)

本吸収分割に係るOT及びエビデントの変更登記は、2022年4月1日以降速やかに申請する予定です。

6. 本吸収分割に関するその他重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

OT は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」といいます。)第 7 条の規定に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行い、また、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知等の必要な手続を行いました。当該手続において、労働契約の承継に関して異議を申し出た労働者については、労働契約承継法の定めに従い必要な措置を行いました。

以上